平成２７年（フ）第２８４号
高知市介良399番地
債務者　田村　顕雄
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　秀久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７１号
滋賀県東近江市蒲生堂町328番地451、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川413番地　エクシブ101号
債務者　ガレージ203こと日髙自販こと　日髙　延浩
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４０８２号
大阪市天王寺区国分町２番12号　レジデンスハイビレッジ501号
債務者　出原　理嘉
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　　馨正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７２２号
大阪市淀川区東三国６丁目10番10―708号
債務者　田澤　洋一
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４９２号
福岡市中央区港２丁目７番26―406号
債務者　片柳　康宏
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森中　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７５号
大分市高松２丁目６番６号　セジュールマキ37番館102号室、住民票上の住所大阪府豊中市向丘３丁目４番５号
債務者　斉藤　広明
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　芳英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６１５号
熊本市中央区水前寺６丁目26番17号
債務者　本間　清志
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下雅裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５７号
岩手県一関市滝沢字二ノ沢54番地
債務者　菅原　初男
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第４０号
和歌山県西牟婁郡白浜町920番地の５　田中アパート301号
債務者　切畑隆久こと　切畑　**隆**久
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第８４号
三重県伊勢市宮後３丁目８番33号　ロジュマンひまわり102号
債務者　西村　真治
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２０１０号
札幌市豊平区中の島１条９丁目５番12―306号
債務者　木村　育子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９７号
群馬県高崎市白岩町４番地17
債務者　長井　篤哉
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４５９号
相模原市緑区西橋本２丁目25番３号　コーポ畑野306
債務者　鈴木　真貴
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６２号
相模原市中央区千代田１丁目12番９－３号
債務者　松井　隆幸
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６９号
相模原市中央区清新３丁目６番５号　ＫＹヴィラ相模原313
債務者　高橋　和仁
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４７５号
相模原市中央区矢部３丁目16番２号　カーサドマーニ405
債務者　瀧本　誠司
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３８３６号
大阪市大正区鶴町３丁目11番８号
債務者　永井城太郎
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部